

# 帳簿等閲覧請求権と拒否事由

—東京高裁平成20年6月12日決定を契機として—

志 田 惣 一

- 1 はじめに
- 2 株主名簿閲覧謄写請求
- 3 裁判例
- 4 会社法125条3項3号

## 1 はじめに

平成20年6月12日、東京高等裁判所は、実質的競業関係にある株主が株主名簿の閲覧謄写の仮処分を申し立てた事案に関して、「株主名簿謄写閲覧請求をした株主が、相手方たる株式会社と実質的な競業関係にある者であっても、当該請求が株主としての権利の確保または行使に関する調査の目的であることを証明すれば、会社法125条3項3号の拒否事由に該当しない」旨の判断を示した<sup>(注1)</sup>。

会社法125条3項3号は、株主名簿謄写閲覧請求を拒むことができる場合の一つとして、「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき」と規定している。同号は、同項1号及び2号と異なり、文言上、請求者の主観的意図を要件としておらず、拒否に請求者の主観的意図を必要とするのか否かについては従来から争いがあり（正確には、平成17年改正前商法（以下旧商法という。）293条ノ7に関して）、主観的意図を必要としないとする説が多数説であった<sup>(注2)</sup>。

本件第1審決定も、会社法125条3項3号は「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるときには、当該株式会社は閲覧等の請求を拒むことができることを定めたものと解するのが相当であり、それ以上に、株主情報が競業に利用されたり、株主のプライバシーが侵害される現実的なおそれがある等の事情の存在を要件とするとは解さ

れない。また、委任状勧誘を行うためといった請求の目的ないし動機如何によってそのような事情の存在が要件となると解することもできない。」と指摘している<sup>(注3)</sup>。

さらに、会計帳簿等の閲覧謄写請求の仮処分を申し立てた事案に関して、平成19年6月27日、東京高等裁判所は、会社法125条3項3号と同趣旨の同法433条2項3号の解釈につき「請求者の主観的要件を何ら問題とせず、もっぱら請求者が相手方会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み又はこれに従事するものであるという客観的事実の存否によって決せられるものである。」として、株主名簿閲覧謄写請求にかかる平成20年6月12日決定と異なる判断を示している<sup>(注4)</sup>。

したがって、平成20年6月12日決定については、①実質的な競争関係にある者であっても、当該請求が株主としての権利の確保または行使に関する調査の目的であることを証明すれば、会社法125条3項3号の拒否事由に該当しない、とする裁判所の判断は支持されるべきものか否か、②会社法125条3項3号の解釈は、同趣旨の同法433条2項3号の解釈とどのような関係にあるべきものか（共通すべきものであるのか、異なっていて良いものなのか、異なるべきものであるのか。）が検討されなければならない。

会社法125条3項（拒否事由）は、会社法の制定により、株主名簿謄写閲覧請求制度に新たに導入された法文であるが、会計帳簿の閲覧謄写請求についての拒否事由（同法433条2項）と同旨であり、会計帳簿の閲覧謄写請求についての拒否事由は、旧商法293条ノ7から実質的に改正されていないので、結局、株主名簿の閲覧謄写請求についての拒否事由の解釈は、旧商法293条ノ7の解釈を参考すべきこととなる、との指摘がなされており<sup>(注5)</sup>、①②の問題はつよい関連性を有している。

本稿は、株主名簿・会計帳簿等の閲覧謄写請求について、これらの問題を中心に、関連する裁判例の分析等を通じて、考察をくわえていくことを目的としている<sup>(注6)</sup>。

## [注]

注1 東京高決平成20年6月21日金融・商事判例1295号12頁。本件の事案は、以下

の通りである。

債務者は、不動産の売買、賃貸及び仲介、マンション管理等を目的とする株式会社であり、本店（東京都新宿区）の他、全国に40の支店等を展開し、その営業範囲は全国に及んでいる。債権者は、不動産の売買、管理及び保守業務等を目的とする株式会社であり、債務者の株主である。債権者の債務者株式の保有割合は、発行済株式総数の10.03%（完全子会社保有分をあわせれば約16%）である。

債務者は、平成19年6月28日、債務者株式の大量取得行為に対し、新株引受権の無償割当て等の対抗策をとること、その手続として原則として株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票によって株主意思を確認すること等を内容とする買収防衛策を導入した。

債権者は、遅くとも平成19年11月ころまでに、債務者との事業協力・経営統合を申し入れたが、拒否され、平成20年2月、債務者の賛同を得ることを条件とし、債務者の株式の公開買付を行う予定であることを発表した。

債務者の完全子会社であり、債権者の株主であるA（債権者の300個以上の議決権を6ヶ月以上以前から引き続き保有）は、同年4月、同年6月27日開催予定の定時株主総会（本件定時総会）における議題として、上記債権者による公開買付に関する次の内容の株主提案を行った。

- ア 定款の一部変更（買収防衛策に係る規定の新設）の件
- イ 買収防衛策の導入の件
- ウ 買収防衛策に基づく債権者らに対する対抗措置の不発動の件
- エ 取締役2名選任の件

債権者は、同年4月、債務者に対し、本件株主提案について、株主に賛成してもらおうべく委任状勧誘を行うことを目的として、債務者の全株主が記載された株主名簿の閲覧謄写を請求した。これに対して、債務者は、債権者は債務者と実質的な競争関係にあり、会社法125条3項3号の「当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営」むものに該当するとして、本件株主名簿の閲覧謄写を拒絶した。そのため、債権者は、株主名簿の閲覧謄写をもとめて、本件申立をした。

注2 参照、上柳克郎他編『新版注釈会社法(9)』〔和座一清〕223頁(有斐閣、1988年)。

注3 東京地決平成20年5月15日金融・商事判例1295号36頁。

注4 東京高決平成20年6月27日金融・商事判例1270号52頁。判例批評として、藤原俊雄「判批」金融・商事判例1272号2頁（2007年）。

注5 東京地方裁判所商事研究会編著『リーガルプログレッシブシリーズ商事関係訴訟』309頁以下（青林書院、2006年）。上田純子「判批」法政研究（静岡大学）12巻2・3・4号165頁（2008年）は、実質的競業株主による閲覧謄写請求権の行使に関して、株主名簿の場合においても会計帳簿等での議論が基本的に妥当する、としている。

注6 本稿では、本件のもう一つの争点である「保全の必要性」、また帳簿等閲覧請求権に関する「持株要件」「請求理由と閲覧謄写対象の特定」の問題は取り上げない。

## 2 株主名簿閲覧謄写請求

会社法125条2項によれば、株主及び債権者は、株式会社の営業時間内はいつでも、会社に対し、①株主名簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求を、②株主名簿が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、株主名簿の閲覧謄写請求をする理由を明らかにしてしなければならない（同項柱書）、さらに、同条3項は、株主名簿の閲覧謄写請求に対する拒否事由を規定している<sup>(注7)</sup>。

これに対して、旧商法263条3項は、請求者が株主及び債権者であること以外に、株主名簿の閲覧謄写請求権の行使要件を定めていなかった。会計帳簿閲覧謄写請求に関する旧商法293条ノ6第2項及び293条ノ7と対照的に、請求者が、株主名簿の閲覧謄写を請求する理由を明らかにしなければならないとする規定は存在せず、拒否事由に関する規定も欠いていた。ただし、当該請求が正当な理由を有しない場合<sup>(注8)</sup><sup>(注9)</sup>、請求は権利濫用として許されず、会社はこれを拒絶しえると解されていた<sup>(注10)</sup>。

したがって、株主名簿の閲覧謄写請求に対し、会社が拒否をできるか否かについての判断の枠組みは、会社法の下では、旧商法下でのものと大きく異なり、

会社法125条3項が定める拒否事由（旧商法293条ノ7にさかのぼる）に該当するか否かによって結論が導かれることになる。しかしながら、会社法において、類推適用を肯定する形で立法的解決が図られたとはいえ、旧商法下での議論においては、株主名簿閲覧謄写請求に対して会計帳簿等閲覧謄写請求の拒否事由を定めた旧商法293条ノ7を類推適用すべきであるという主張<sup>(注11)</sup>のみがなされていたわけではなかった。

株主名簿閲覧謄写請求と会計帳簿閲覧謄写請求との別異性を指摘し、類推適用を否定する考え方も有力に主張されていた<sup>(注12)</sup>。また、肯定説においても、類推適用を、旧商法293条ノ7第3号後段「請求ノ日ノ前2年内ニ於テ其ノ会社若ハ他ノ会社ノ会計ノ帳簿及資料ニ係ル同項ノ閲覧若ハ謄写ニ依リ知得シタル事実ヲ利益ヲ得テ他ニ通報シタルコトアル者ナルトキ」について主張している者<sup>(注13)</sup>、同条第2号は「競業者に有利な情報を提供することになるものとは、特に認められない……株主名簿……の閲覧請求……には、類推適用されることはない。」と主張する者<sup>(注14)</sup>もみられた。類推適用を肯定した唯一の裁判例も、旧商法293条ノ7第3号にかかわるものであった<sup>(注15)</sup>。

すなわち、会社法125条3項の解釈において、必ずしも、旧商法293条ノ7（特に2号）の解釈が、当然にあてはまることにはならないではないのであって、判断の枠組みは共通するとしても、拒否が可能であるか否かを定める実質的な利益衡量に関しては、株主名簿閲覧謄写請求の場合と会計帳簿等閲覧謄写請求との場合で異なりうるし<sup>(注16)</sup>、会社法125条3項の各号間においても異なりうる。会社・他の株主の利益とはどのようなものであるのか、会社・他の株主に生じうる不利益とはどのようなものであるか、慎重に検討されなければならない。

## [注]

注7 会社法における、その制定過程については、正井章彦「判批」金融・商事判例1294号4頁以下（2008年）参照。

注8 「正当な理由を有しない場合」「不当な目的」についての裁判例としては、①東京地判昭和55年9月30日判例タイムズ938号223頁。判例批評として、久留島隆・法学研究（慶応義塾大学）60巻7号109頁（1987年）、松井一郎・金融・商

事判例624号50頁（1981年）、前田重行・昭和56年度民事主要判例解説197頁（1982年）、龍田節・商事法務1000号115頁（1984年）。②東京地判昭和62年7月14日判例時報1242号118頁（控訴審＝東京高判昭和62年11月30日高民集40巻3号210頁）。判例批評として、奥島孝康・法学セミナー400号104頁（1988年）、藤原俊雄・法経研究（静岡大学）37巻2号177頁（1988年）、北沢正啓・法学教室89号82頁（1988年）。前田重行「株主名簿の閲覧・謄写に関する法的論点」商事法務1120号2頁（1987年）。倉沢康一郎「株主名簿の閲覧請求と正当目的」ジュリスト901号41頁（1988年）。控訴審に関するものとして、平出慶道・ジュリスト992号139頁（1991年）、蓮井良憲・法律のひろば41巻10号64頁（1988年）。③山形地方裁判所昭和62年2月3日判例時報1233号141頁。判例批評として、久保田光昭・ジュリスト973頁114頁（1991年）、青木英夫・金融・商事判例784号46頁（1988年）。④長崎地方裁判所昭和63年6月28日判例時報1298号145頁。判例批評として、崔先集・ジュリスト978頁159頁（1991年）、根田正樹・税経通信44巻9号234頁（1989年）。⑤東京高等裁判所平成元年7月19日判例時報1321号156頁（原審＝東京地判昭和63年10月19日判例時報1321号157頁）。判例批評として、中村一彦・金融・商事判例842号51頁（1990年）、佐藤修市・平成元年度民事主要判例解説256頁（1990年）等がある。

以上の裁判例を分析・整理したものととして、荒谷裕子「株主権の濫用」判例タイムズ917号35頁以下（1996年）、山口和夫＝垣内正「帳簿閲覧請求権をめぐる諸問題」判例タイムズ745号10頁以下（1991年）等がある。不当な目的は、「嫌がらせを目的とした行使」「商業上の営利目的による行使」「政治目的による行使」などに類型化されている。

注9 株主名簿全体（他の株主の情報）の謄写閲覧を必要とする場合、「正当な目的」については、前田重行「株主の情報開示請求権の行使とその濫用規制について」竹内昭夫編『特別講義商法Ⅰ』79頁以下（有斐閣、1995年）参照。

注10 最判平成2年4月17日判例時報1380号136頁（第一審＝名古屋地判昭和63年2月25日判例時報1279号149頁）は、「商法263条2項によれば、株主は、会社の営業時間内であれば、いつでも株主名簿の閲覧又は謄写を請求することができるが、株主名簿の閲覧又は謄写の請求が、不当な意図・目的によるものであるなど、その権利を濫用するものと認められる場合には、会社は株主の請求を

拒絶することができる」と解するのが相当である。」と判示した。

正当な理由を有しない閲覧謄写請求権の行使は権利濫用として許されず、会社はこのような請求を拒絶できる。「正当な理由」は閲覧謄写請求のための要件ではなく、「不当な意図・目的」によることが権利濫用（民法1条3項）の一態様である。判例批評として、吉本健一・法学セミナー442号124頁（1991年）、板倉充信・平成3年度主要民事判例解説176頁（1991年）、阪埜光男・金融・商事判例880号44頁（1991年）、中島史雄・法律のひろば45巻1号65頁（1992年）、長浜洋一・私法判例リマークス4号106頁（1992年）、尾崎安央・判例タイムズ948号24頁（1997年）。

大審院昭和8年5月18日判決法学2巻12号1490頁及び大審院判決昭和10年5月31日法学5巻1号111頁以来、条文に明示されていないにもかかわらず、株主名簿の閲覧請求につき正当な目的の存在を要件と解するのが、下級審裁判例の流れであり、これを支持する学説も多い。例えば、上柳克郎他編『新版注釈会社法（6）』（山口幸五郎）201頁（有斐閣、1987年）。ただし、立証責任については、いずれの考え方においても会社側が負担する（大審院前掲昭和10年判決）。

注11 前田・前掲注（9）86頁。平出・前掲注（9）139頁、蓮井・前掲注（9）64頁。両者は共通の性質（共益権として、共益権かつ自益権として）を有し、旧商法293条ノ7の規定のもつ基本原則は、少数株主権としての会計帳簿等閲覧謄写請求権のみの固有の原則とはいえず、商法における他の書類の閲覧謄写を求める権利行使にも同様に妥当する。後者について、大隅健一郎「いわゆる株主の共益権について」松本古稀記念『会社法の諸問題』161頁以下（有斐閣、1951年）、実方正雄「少数株主権の濫用」末川古稀記念『権利の濫用（中）』158頁以下（有斐閣、1962年）。また、大隅・162頁は、ただこれらの権利における閲覧の目的たる書類（株主名簿）の性質から見て、「実際上著しい濫用の対象となる価値に乏しく、そうした問題を生じる機会も少ないから、法は帳簿閲覧権におけるような特別の規定をなさなかつたにすぎない」と指摘する。

注12 株主名簿閲覧謄写請求権を自益権と解し、共益権としての会計帳簿等閲覧謄写請求権との別異性を指摘し、類推適用を否定する立場がある。倉沢・前掲注（8）42頁、奥島・前掲注（8）104頁、近藤光男「株主の権利濫用」竹内昭夫編『特

別講義商法Ⅰ』69頁（有斐閣、1995年）。自益権であることを理由としないものとして、藤原・前掲注（10）184頁、中島・前掲注（10）68頁、阪埜光男「株主名簿の閲覧・謄写請求権の問題点」酒巻還暦記念『公開会社と閉鎖会社の法理』598頁（商事法務、1992年）。共益権であるとしても、自益権であるとしても、株主は自己の利益のために行使することができるが、その利益は株主としての利益でなければならないし、その権利行使には、会社や他の株主の利益をからする制約はある。しかしながら、その権利行使の対象になる情報の種類によって、制約となる会社や他の株主の利益・不利益は大きく異なる。株主名簿閲覧請求権は、単独権で自益権。会計帳簿等閲覧請求権は、少数株主権で共益権。前者は、債権者にも認められ、株主の監督は正権とは異なる。業務執行の開示であるのに対して、会社の人的組織に関するものである。さらに、株主が株主名簿を見ても会社の業務の支障となったり、会社の秘密の情報が漏れることは少ないが、会計帳簿にはそのようなおそれはない。その意味で、旧商法293条ノ7は、閲覧によって会社の利益が損なわれること自体を閲覧拒否理由としているのに対して株主名簿の閲覧には、そのようなおそれはあまりない。

注13 前田・前掲注（9）86頁。

注14 平出・前掲注（8）142頁

注15 前掲東京高判昭和62年11月30日は、「ところで、右に参照条文として掲げた商法第293条ノ7第1号前段及び第3号前、後段の規定は、会計の帳簿及び書類の閲覧・謄写請求に対する拒否事由に関する規定であるけれども、その趣旨は、会計の帳簿及び書類であるがゆえに当該各事由があれば請求を拒み得るというものではなく、株主名簿の場合にもひとしく妥当するものであるから、控訴人の本件株主名簿の閲覧・謄写請求は、何ら正当の事由のないものとして、ないしは権利の濫用にわたるものとして、被控訴会社においてこれを拒み得るものといわなければならない。」と判示する。

注16 正井・前掲注（9）5頁は、会社法に関し、「会計帳簿の閲覧と株主名簿の閲覧とを同列に評価し、拒否事由を同じものとするは妥当ではない。」と指摘する。



### 3 裁判例

株主名簿閲覧謄写請求及び会計帳簿等閲覧謄写請求に関連する裁判例としては、ア) 会社法125条3項3号に関するものとして①東京地方裁判所平成19年6月15日決定<sup>(注17)</sup>、イ) 同法433条2項3号に関するものとして②東京地方裁判所平成19年6月15日決定<sup>(注18)</sup>、その即事抗告審③東京高等裁判所平成19年6月27日決定(前掲・注4)、本案事件である④東京地方裁判所平成19年9月20日判決<sup>(注19)</sup>、ウ) 旧商法293条ノ7第2号に関するものとして⑤名古屋高等裁判所平成8年2月7日決定<sup>(注20)</sup>、⑥東京地方裁判所平成6年3月4日決定<sup>(注21)</sup>、があげられる<sup>(注22)</sup>。

①決定で、会社法125条3項3号に関して問題になったのは、請求者と相手方株式会社は競争関係にないが、請求者がその孫会社と一体的に事業を営んでいると評価できる場合で、当該孫会社が相手方株式会社と競争関係にある場合にも同号に該当するか否かという点であり、東京地方裁判所は、「会社法125条3項3号所定の「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業」を営む場合とは、単に請求者の事業と株式会社の業務とが競争関係にある場合に限るものではなく、請求者がその子会社と一体的に事業を営んでいると評価できるような場合において、当該事業が株式会社の業務と競争関係にあるときも含むものと解するのが相当である。」と判断した。

②決定、③決定、④判決は、会社法125条3項3号と同趣旨の同法433条2項3号の解釈が問題になった事案であるが、①決定と同様、請求者ではなくその子会社や親会社が相手方株式会社と競争関係にある場合も同号に該当するかという点が問題になっていた。ただし、③決定は前述の通り、請求者の主観的要件を問題にしないと述べ、④判決は、「会社法433条2項3号は、閲覧等の対象とされた書類の内容を問わず、請求者と相手方会社間で実質的な競争関係が存在するものと認められれば、相手方会社は、自己が甚大な被害を被る危険を未然に防止するため一律に閲覧等請求を拒むことができる旨規定している」と判示した。

本稿との関連でいえば、裁判所は、明示的ではなくても、「競業者」に該当すれば他の要素(請求者の主観的要件等)を問題とすることなく、閲覧等請求を拒むことができるとしている。これに対して、学説は、基本的に裁判所の立

場を支持するものと、「拒否」について何らかの制約を加えようとするものが対立している<sup>(註23)</sup>。そして、このような図式は、旧商法下における⑥決定とそれに対する学説の対応と共通している。ただし、条文の文言の変更が解釈にどのように影響するのかについては、留意しなければならない<sup>(註24)</sup>。

⑤決定は、主観的要件不要説の立場をとっている。

⑥決定は、やはり「競業者」に該当するか否かに関するものであり、「少数株主の帳簿閲覧等請求権については、会社が濫用防止に藉口してみだりに株主の正当な権利行使を妨げることがあってはならないことは当然であり、会社が株主の請求を拒み得るのは商法293条の7に定める拒否事由がある場合に限られるが、他方、右請求権は、その対象が会計の帳簿及び書類に限られるとはいえ、株主が直接会社の内部資料を入手することを可能にするものであり、その行使によって得られる情報は広範かつ重要なものであるから、右権利が濫用されて正当な株主権の行使のために必要な範囲を超えて会社に関する情報が取得されることになると、その結果会社が甚大な被害を被るおそれがある。したがって、同条の拒否事由の有無を考えるに当たっても、右のような観点から実質的な解釈判断を行うことが相当である。」「同条2号は、競業者等が会計の帳簿及び書類の閲覧等により会社の秘密を探り、これを自己の競業に利用し、又は他の競業者に知らせることを許すと、会社に甚大な被害を生じさせるおそれがあるので、このような危険を未然に防止するために置かれた規定であるが、競業者等が帳簿閲覧等請求権を濫用する事例としては、現に競業を行っている他の会社の関係者が企業秘密を入手するため帳簿閲覧等を求める場合のほか、会社（以下この項において「旧会社」という。）の経営に関わる者の間で対立が生じ、その一部が旧会社から去って競業を目的とする新会社（以下この項において「新会社」という。）を設立し、その営業開始前に旧会社の企業秘密を入手するために帳簿閲覧等を求める場合を考えることができ、このような近い将来旧会社と競業を行う蓋然性の高い新会社の関係者からの請求は、現に競業を行う会社の関係者からの請求と比べた場合、会社に甚大な被害を生じさせるおそれがある点において実質的に変わるところはない。そうすると、同条同号の「会社ト競業ヲ為ス会社」には、現に競業を行う会社のみならず、近い将来競業を行う蓋然性が高い会社も含まれると解するのが相当である。」として、会社ト競業

ヲ為ス会社であるとの事実認定から、拒否事由に該当するとの判断を示した。

学説上は、旧商法293条ノ7第2号の解釈として、主観的要件不要説、主観的要件必要説、および主観的意図推定説が提唱されてきた<sup>(注25)</sup>。主観的要件不要説は、競業の客観的事実があれば足りるとし、請求者の意図を問題としない。主観的要件必要説は、請求者に会社の事業上の機密を競業に利用し、または競業者に利用させようとする意図を必要とする。主観的意図推定説は、請求者等が競業関係にあるという事実から請求者に主観的意図が推定されるが、請求者は自らの主観的意図の不存在を立証できなければ権利行使できないと主張する。

閲覧を請求する株主が、(形式的に)競業関係にある者であるかぎり、請求をなす具体的な意図にも関係なく、閲覧を拒否することができ、旧商法293条ノ7第1号のほか2号がおかれている主たる意味はここにあるのであって、この場合に別に閲覧の請求が権利の濫用にでていることを要求するのは正当とはいえない、とする主観的要件不要説が多数説である<sup>(注26)</sup>。

これに対して、主観的要件必要説・主観的意図推定説は、旧商法293条ノ7第2号も権利濫用にもとづくものであるとして、次のように説明する。「2号は、営業上の機密を探ってみずからの競業に利用し、または、他の競業者に利用させることが、閲覧権の濫用(純個人的利益のために行使)になる。このように、濫用の趣旨と理解する以上、株主が競業関係にあるという客観的事実だけではならず、主観的要件、手段的意図の存することが必要である。多数の有力説は、客観的事実の存在だけで十分であり、主観的要件を必要としないとし、その根拠を主観的要件の巨匠の困難性、あるいは利用されるおそれがあるという点に求めている。しかし、濫用関係を伴わない正当な権利行使を、ただ権利主体が競業関係にあるという事実だけで拒否することは、むしろ権利行使の不当な制限になる。…もともと、競業関係にある株主の権利行使が「会社の利益を害する」なら、会社利益の侵害という客観的事実の立証だけで権利の濫用が成立し、会社はかかる株主の権利行使を拒否できる。」<sup>(注27)</sup>

旧商法293条ノ7第1号と2号の関係は、2号が1号とは別個の拒否事由を構成していることから、2号は競業によって会社が被る損害の特殊性に鑑み、会社側の立証責任を軽減したと考えることができ<sup>(注28)</sup>、2号の場合に1号と異

なり、閲覧の請求が権利の濫用にてていることを要求することは正当ではないと解する必要はないと思われる。旧商法293条ノ7の基本は1号であり、第2号以下の事由は、第1号の一般的基準の具体的・細目的な適用を規定したものにすぎない<sup>(注29)</sup> のであり、旧商法293条ノ7は、会計帳簿の閲覧に関して、権利濫用となる場合を制限的に規定したものと解される<sup>(注30)</sup> のであれば、旧商法293条ノ7第2号に該当する場合は、そのような閲覧請求が権利濫用として評価されるからこそ、閲覧は拒絶されうると理解すべきであろう。

ただし、なぜ権利濫用として評価されるのか、権利濫用の徴表は何か、そのために「主観的要件」が適切であるかについては、立場が分かれている。⑥決定に関する評釈においては、徴表を「会社の利益を害する」危険に求め、競業者に会社の情報が伝わることをもって、危険が存在すると評価するものも少なくない<sup>(注31)</sup>。この立場では、危険が客観的に存在しない（情報が競業者に伝わらない）場合には、2号に該当する場合であっても、そのような反証をなすことが可能であり（ただし、例外的であり、競業していない「競業会社の株式を有している者」について問題となり、会社法の条文の下では想定しがたい）、請求を受けた側は、閲覧を拒否できないことになる。「主観的要件」を徴表とする立場からは、「主観的要件」のないことを反証することになる。

なにが権利濫用の徴表であるのか、なにが存在しなければ権利濫用とならないのかは、該当する条項ごとに慎重に検討されなければならないが、旧商法293条ノ7第2号に形式的に該当すれば、当然に閲覧請求を拒否できるとの解釈はとることができない。形式的に該当しても、請求を拒否することは許されない。

#### [注]

注17 資料版商事法務280号220頁。判例批評として、正井章彦・金融・商事判例1294号2頁（2008年）、鳥山恭一・法学セミナー637号116頁（2008年）。

注18 金融・商事判例1270号40頁。

注19 金融・商事判例1276号28頁。判例批評として、鳥山恭一・法学セミナー637号116頁（2008年）、弥永真生・判例評論591号（判例時報1996号）43頁（2008年）。同・ジュリスト1357号164頁（2008年）。上田純子・平成19年度重要判例解説113頁

(2008年)、上田・前掲(注5)1頁。

注20 判例タイムズ938号221頁(原審=名古屋地決平成7年2月20日判例タイムズ938号223頁)。判例批評として、小林邦夫・判例タイムズ978号(1998年)223頁。高橋公忠「会計帳簿閲覧権の濫用と請求拒否事由」九州産業大学 商経論叢 38巻4号(1998年)116頁。

注21 判例時報1495号139頁。判例批評として、坂本延夫・金融・商事判例954号41頁(1994年)、伊藤靖史・商事法務1482号27頁(1998年)、神作裕之・平成6年度重要判例解説104頁(1995年)、片木晴彦・判例評論433号(判例時報1515号)65頁(1995年)、中東正文・判例タイムズ948号197頁(1997年)、土田亮・ジュリスト1142号108頁(1998年)、田村詩子・私法判例リマークス号12号100頁(1996年)、吉田夏彦・亜細亜法学30巻1号97頁(1995年)。近藤光男「会計帳簿閲覧・謄写請求と競合会社」商事法務1356号27頁(1994年)。

注22 帳簿閲覧の可否が「拒否事由」により判断された事例は多くはない。黒沼悦郎「帳簿閲覧権」民商法雑誌108巻4・5号524頁(1993年)参照。

注23 支持するものとして、注19に挙げた弥永文献。何らかの制約を加えるものとして、注17に挙げた正井文献、鳥山文献、注19に挙げた鳥山文献・上田文献。

注24 鳥山・前掲(注19)116頁と東京地方裁判所商事研究会・前掲(注5)303頁以下は、新旧条文の文言の差異につき、反対の結論を導いている。

注25 和座・前掲(注2)223頁、上田・前掲(注5)10頁参照。

注26 大隅健一郎=今井宏『会社法論(中)[第3版]』510頁(有斐閣、1992年)。その他、小橋一郎「帳簿閲覧権」『商法論集1』287頁(1983年、成文堂)、江頭憲治郎『株式会社法[第2版]』638頁(有斐閣、2008年)。和座・前掲(注2)223頁参照。

注27 実方・前掲(注11)160頁。その他、主観的意図推定説：和座・前掲(注2)223頁、藤原俊雄「株主の帳簿閲覧権の問題点」判例タイムズ1179号106頁(2005年)、新谷勝『会社訴訟・仮処分の理論と実務』499頁(2007年、民事法研究会)。

注28 会社法の条文の解釈として、上田・前掲(注5)12頁。

注29 鈴木竹雄=竹内昭夫『会社法[第3版]』388頁(有斐閣、1999年)

注30 近藤・前掲(注12)65頁。「会計帳簿の閲覧謄写権は、会社にとってリスクの高い権利である。そこで商法はいくつかの制限をおいた。第1に、この権利

を少数株主権とした。第2に、請求にあたっては閲覧理由（具体的な理由）を記載することが求められている。第3に、商法は閲覧謄写を取締役が拒否できる場合を列挙している。一般に株主がこの閲覧謄写権の行使によって、株主全体ないし会社の利益を侵害したり、また、株主たる利益とは関係のない純個人的利益を追求したりすることは、何れも権利濫用として認められない。しかし、一方で、いかなる権利が権利の濫用といえるかは必ずしも明確とはいえないために、会社が濫用防止に藉口して濫りに株主の正当な権利を抑えることも心配される。そこで、会社が拒否し得る場合を商法293条ノ7で明記したのであり、同条は、会計帳簿の閲覧に関して、権利濫用となる場合を制限的に規定したものと解される。」

注31 片木・前掲（注21）246頁、土田・前掲（注21）109頁。決定に対する各評論の立場の整理として、伊藤・前掲（注21）30頁参照。

#### 4 会社法125条3項3号

本稿が対象とした東京高等裁判所平成20年6月12日決定は、旧商法293条ノ7第2号に関する主観的意図推定説を、会社法125条3項3号の解釈に適用したものと解することができる（金融・商事判例1295号16頁）。会社法125条3項3号の要件に該当すれば直ちに株主名簿閲覧謄写請求を拒むことができるとした解釈を採用しなかった点は賛同できるが、旧商法293条ノ7第2号に関する主観的意図推定説に対すると同様の問題、権利濫用の徴表として「主観的要件」が適切なものであるのか、「請求者が立証すべきが主観的意図の不存在なのかは一考を要する。…ここで問題になっているのは当該閲覧により会社の利益が害されるか否かであり、請求者の濫用の意図と会社の不利益や損害とは必ずしも連動しない」<sup>(注32)</sup>ということが問題として検討されなければならない。

会計帳簿等閲覧謄写請求（会社法433条2項3号）に関しては、「主観的要件」は権利濫用の徴表として不適切であろう。会計帳簿・資料の範囲は広く、かつそこに記載される内容は会社の法的保護に値する重要な内容が含まれている。これが流出すること（特に競業者に）は会社にとって「危険」なことである。これに対して、株主名簿に記載される事項は、株主に関する情報のみであって、会社に関する情報は含まれていないのであって、これが流出すること（特に競

業者に)が、会社にとって、つねに「危険」なことである、とは言い得ない。

東京地決平成19年6月15日が「(会社法)125条3項3号の趣旨は、他の競業者に株主名簿が閲覧され、株主の氏名、住所、有する株式数等の詳細を把握されると、競業に利用されて株式会社の利益を害するおそれがある」としている点は直ちに首肯することはできない(なお、株主のプライバシー(閲覧が認められた株主は、自己の情報だけではなく、他の株主の情報も入手できる。株主名簿に名簿に記載されている事項は、広い意味において株主のプライバシーに属するといえよう)保護の問題は、会社の法的に保護される利益との調整というとは、次元を異にする問題である<sup>(注33)</sup>)。

株主名簿閲覧謄写請求における権利濫用の徴表は何か。条文の構成上、会計帳簿等閲覧謄写請求の場合と同様に考えるべきなのか(「会社の利益が害されない」ことを反証することは比較的容易であろう)、それが徴表としてよく機能しないのであれば、旧来用いられていた「不当な目的・正当な目的」を考えるべきであるのか、いづれにしても、会社法125条3項に3号が規定されたことと整合的に説明することは困難である(同号については、立法論として批判は強い<sup>(注34)</sup>)。

なお、新旧条文の文言の変更から、「実質的な競業関係(閲覧・謄写により得られる情報とその競業関係において利用され会社に損害をおよぼすおそれがない場合には、実質的な競業関係は否定される)」を請求を受けた側が立証した場合に、閲覧・謄写を拒否できるとする説も主張されている<sup>(注35)</sup>。

## [注]

注32 上田・前掲(注5)12頁。

注33 正井・前掲(注17)5頁参照。

注34 正井・前掲(注17)6頁、弥永・前掲(注19 ジュリスト)167頁。

注35 鳥山・前掲(注19)116頁、同・前掲(注17)121頁、正井・前掲(注17)6頁。